

1 文(文章)で解答する設問の答案については、次のA項の加点要素の合計から次のB項・C項の減点要素の合計を引いた得点をその設問の得点とします。ただし最低点は0点としマイナスの得点はつけません。

A

a 以下の採点基準では、模範解答をいくつかの要素に分割し加点要素とします。答案中にその加点要素に相当する部分があれば、その加点要素に配点された得点を与えます。

b ある加点要素は、その加点要素に配点された得点か0点で採点することを原則とします。たとえば5点配点された加点要素であれば5点か0点で採点することを原則とします。その場合それぞれの採点基準の中に明記されていません。ただし、その加点要素中の部分点を認める場合もあります。その場合それぞれの採点基準の中に明記されていません。

c ある要素に加点するか否かが、他の要素と無関係に決まる場合と、他の要素との関係で決まる場合があります。前者の場合は、その要素を単独採点(独立採点)すると言いその旨必ず明記されています。後者の場合は、他の要素との関係について以下の採点基準で具体的に指示されています。

d **解答通り**という条件がある場合はいかなる部分点も認めません。

B

a 答案中に大きな誤読と判定される内容(語句)などがある場合は、その内容(語句)を減点要素として示されている場合もあります。

b 加点要素でも減点要素でもない部分もあります。その部分は加点も減点もしません。

C

次に該当するものは、答案の形式上の不備として、一箇所につき1点の減点要素とします。

a 誤字。漢字などの文字の明らかな誤りは誤字とします。

b 脱字。

c 文末の句点の脱落。

*字数指定のない場合、句点の脱落は誤字とし1点の減点とします。

d その他不適切と判断せざるをえない箇所。

e 不適切な文末処理。設問の問い方に対応していない形で答案の文末を結んでいない場合は、適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備による減点要素とします。

たとえば「:とはどういうことか?」という問いに体言で結んでいないものなどは適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備とします。

また、理由が問われているのに、「から」「ので」などで結んでいないものなども適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備と見ます。

*ただし、「ことである」などの表現も「こと」などで結んでいるものと同様適切な文末処理が行われていると見ます。また、「からである。」などの表現も「から」などで結んでいるものと同様適切な文末処理が行われていると見ます。

また文末の表現を問わない場合もありますが、その場合はその都度明記されています。

2 日本語の表現として不適切なものは程度に応じて減点します。

3 次の各項に該当するものは、部分点の要素があっても、その設問の得点を0点とします。

a 答案が解答欄の欄外にはみ出しているもの。

b 一行の解答欄に二行以上書いた場合もその設問の得点を0点とします。

c 字数指定のある設問で、字数をオーバーしたもの。

d 答案の文章が最後まで完結していないもの。

4 **古文あるいは漢文の訳を記述する設問**の場合も以上に準じますが、文末の句点や文末の処理あるいは答案の完結にこだわらなくともよい場合はその都度明記されています。

問一 7点

- | | | | |
|------|------|------|---------------|
| 1 忠実 | 2 鼓舞 | 3 想起 | 4 膨張 (膨脹も認める) |
| 5 類似 | 6 忌避 | 7 悔恨 | |

問二 8点

(模範解答例)

A ○ 4点

B ○ 4点

儒教や仏教が日本に入る前からある日本人の精神の「やまとごころ」が読み取れるから。

(40字)

別解

A ○ 4点

B ○ 4点

古道にみいだされる精神である「やまとごころ」は『源氏物語』に表れているから。(38字)

文末表現の不備2点減

- ・【全問を通して】
- ・制限字数の半分に満たないものは不可。

【前提を踏まえた上でA・Bに関して部分採点を行う】

前提 「源氏物語」を読むことを勧めた理由を問うているため、

「○○が読めるから」または「○○が源氏物語にはあるから」

といった趣旨の解答の正解を基本とし、次のA・Bに触れられていても、この基本を満たしていないものは不可とする

A Bの箇所の「やまとごころ」の説明が。「儒教や仏教が日本に入る前からある精神」も

しくは「古道に見出される精神」という説明が適切に表現されていれば4点を加える。

B 「「やまとごころ」が(「源氏物語」から)読み取れるから」が適切に表現されていれば

4点を加える。ただし理由説明の文末表現が適切に表現されていなければ2点を減じる。

問三 10点

(模範解答例)

B ○5点

天皇を超越的な存在とした戦国動乱の危機的状态を、

A ○5点

皇室を「尊王」という徳川幕府のシステムの中に位置づけて、

終わらせること。(60字)

別解

A ○5点

皇室を「尊王」という徳川幕府のシステムの中に位置づけることにより、

B ○5点

天皇を超越的な存在とした動乱の時代を終わらせること。(59字)

【前提を踏まえてA・Bに関して部分採点を行う】

前提 解答の核心は「戦乱を終わらせること」であるので、次のA・Bがそれぞれ適切に述べられていても、例えばAを軸として「システムに組み込むこと」といった解答はA・

Bの総計を半分として小数点以下は四捨五入する。

A 「皇室」を「尊王」という「徳川幕府のシステムに位置づける」ことが適切に表現されていれば5点を加える。

B 「天皇」を「超越的存在」とした「戦国動乱」を「終わらせること」が適切に表現されていれば5点を加える。

問四 10点

(模範解答例)

A ①〇3点

秀吉の朝鮮侵略後の徳川の体制は、

B ①4点

「尊王」による天皇の象徴化・無力化と武士の非戦化・非軍事化によって、

A ②〇3点

国の内外に平和をもたらすものであった。(69字)

【A・Bに関して部分採点を行う】

A 「徳川の戦後体制は国内外に平和をもたらした(または、くによって平和がもたらされた)」が適切に表現されていれば6点を加えるが、模範解答例のように①②がそれぞれ適切に書かれていなければ、それぞれの箇所ですべて3点を減じる。

B 「象徴天皇制」と「非戦化・非軍事化」による、という趣旨が適切に表現されていれば4点を加えることとし、いずれかを欠いた場合は不可とする。

問五 15点

(模範解答例)

A○5点

憲法第九条の普遍的理念の日本での定着は、

B○5点

敗戦で生まれた意志や理想主義によるのではなく、

外来の宗教伝来以前から日本人が持つ考えと、

C○5点

多くの戦乱を経て身に付けた無意識の誘導と占領の強制等の重なりによること。(100字)

【A・B・Cに関して部分採点を行う】

A 「憲法九条の持つ平和の普遍的な理念は日本人が古来持っていたこと」が適切に表現されていれば5点を加える。

B 「憲法九条は敗戦による意志や理想主義によるものではない」ことが適切に表現されていれば5点を加える。ただし「敗戦による意志」「理想主義」に関する内容のいずれかを欠いた場合は3点とする。

C 「多くの戦乱で身に付けた無意識と占領軍の強制による」ものであるという趣旨が適切に表現されていれば5点を加えるが、「戦乱で身に付けた無意識」についての説明を書いたものは3点とし、「占領軍の強制」が説明されていなければCについては不可とする。

問一 8点

(模範解答例)

A ○ 4点

意識が介入しない知覚は動物も人間も共通であるが、

B ○ 4点

哲学的な意識は人間にしかないと考えている。(45字)

【全体を通じて】

・表記について本文では「レベル」という表記を用いているが解答において「レベル」と表記しても問題とはしない。

【前提を踏まえた上でA・Bに関して部分採点を行う】

前提 「共通なもの(A)」と「異なるもの(B)」の対比が表現されていることを解答の柱とするが、解答が対比になっていないものはA・Bの合算を半分とし、小数点以下が四捨五入する。

A 「意識が介入しない知覚は動物も人間も共通である」という趣旨が適切に表現されていれば4点を加える。

B 「哲学的な意識は人間にしかない」という趣旨が適切に表現されていれば4点を加える。

問二 8点

(模範解答例)

A○4点

B○4点

文末表現の不備2点減

外的な刺激を脳が受容する現象に主体的感覚は含まれないから。(29字)

【A・Bに関して部分採点を行う】

A 「外的な刺激を脳が受容する現象」について適切に記載されていれば4点を加える。

B 「Aには主体的感覚は含まれない」について適切に記載されていれば4点を加える。

問三 10点

(模範解答例)

A○3点

われわれの知覚の意識は、知覚するものの内部から捉える実際の・日常的見地から、

B○3点

C○4点

対象に感覚質が伴って存在しているものだと信じているということ。(69字)

【A・B・Cに関して部分採点を行う】

A 「知覚するものの内部から捉える実際の・日常的見地」という趣旨が適切に表現されていれば3点を加える。

B 「対象に感覚質が伴って存在している」という趣旨が適切に表現されていれば3点を加える。

C AからBを「信じている／思い込んでいる」という趣旨が適切に表現されていれば4点を加える。

問四 9点

(模範解答例)

A○3点

B○3点

情念は

精神力で統御できない程強い感情で、

C○3点

自分が対象の価値評価に関わったという主観的意識が強く

客観的に取り上げにくいから。(60字)

【A・B・Cに関して部分採点を行う】

A 「情念は客観的に取り上げにくい／科学的究明ができない」という趣旨が適切に表現されていれば3点を加える。

B 「情念は統御できない程強い感情である」という趣旨が適切に表現されていれば3点を加える。

C 「情念は自分が対象の価値評価に関わる主観的意識」という趣旨が適切に表現されていれば3点を加えるが、「自分が対象の価値評価」「主観的意識」のいずれかを欠いた場合は不可とする。

問五 15点

A① 2点

A② 2点

意識のレベルには人間と動物共通の「覚醒」と対象の性質を認識する「知覚」と

A③ 2点

感情が引き起こす「情念」とがあり、

B○ 4点

それらの外的な刺激ではない主観的意識としての「感じ」は

C○ 5点

科学的には究明しきれないと捉えている。(100字)

【A・Bに関して部分採点を行い、Cを必答とする】

A 意識には「覚醒」「知覚」「情念」の3つがあり、それぞれの内容を端的に説明してれば6点を加えるが、三点についていずれかでも欠くもの、または三点を示すのみで内容の説明がないものは不可とし、三点のそれぞれの内容の不備は一点につき2点を減じるものとする。

B 「Aのような外的刺激ではない主観的意識としての「感じ」について適切に表現されていれば4点を加える。

C 「(人間の意識は)科学的には究明しきれない」について適切に表現されていれば5点を加えるが、ここが触れられていない場合は全体を問五に関して○点とする。
また答え方として「〜と捉えている」等の表現がなされていない場合は不適切な文末表現として2点を減じる。

三 『弁内侍日記』(25点)

問一 (ロ) 今の世の中では、ア土御門中納言(顕親)ほど、イ優雅で魅力的な人もウめつたにいない【③点】

ア―①点。具体的に「土御門中納言ほど」や「顕親ほど」。「比較の対象」「これ」のままは×。

イ―①点。優雅で魅力的な人(↑注からの引用)。風流な人・雅な人・美しい人 など

ウ―①点。「めつたにない・珍しい」など × 「ありがたい」

(三) アなんと今日の明け方に、イ土御門中納言(顕親)は正法寺で、ウ出家してしまつた【③点】

ア―①点。「なんと・驚いたことに・実は・もはや・はやくも・すでに」

「明け方・未明」 完答

イ―①点。主語を補う「土御門中納言・顕親」

「正法寺・靈山」+場所を表す格助詞「くで」 完答

ウ―①点。「出家する」+完了「た・てしまった」 完答

(ホ) アもし、イ土御門中納言(顕親)が出家せずに俗世にいたならば、ウ今日は昼番のために参内していただくように【④点】

ア―①点。反実仮想「もしくなら・くなのに」

イ―①点。仮定節の内容「土御門中納言(顕親)が」+「俗世にいる・出家していない」 完答

ウ―①点。「今日は・今頃は」+(昼番に)「参内していた」のに。

問二 ア今までは院の御所にばかり気を配り、めつたに内裏の夜番には参内しなかつた、イ土御門中納言が、ウ昼から参内したこと。【⑤点】

ア―②点。普段の状況↑院の御所だけに気を配っていた。 または 院の御所の当番だけをして

いた。 完答

イ―①点。主語の明示。

ウ―②点。今日の状態↑昼から(早い時間に) 当番のために参内(帝のもとに参上)した。

バラ各①点

問三

ア土御門中納言の、イ出家を前にして、内裏を名残惜しく思つて、ウ何にでも目が留まる様子。【④点】

ア―①点。主語の明示。土御門中納言（顕親）

イ―①点。行動の意図。出家の覚悟があることがわかれば可。

ウ―②点。行動の内容。内裏の様子を目に焼き付けて、味わつて行動していることがわかれば可。

目を留める・名残惜しむ など

問四

ア時継が、イ土御門中納言の出家を賞賛しない者は、畜生に人の皮を着せただけの分別のない者だと言つたので、ウ土御門中納言の出家を悲しんでばかりの自分はエ畜生と同じだと思つたから。【⑥点】

ア―①点。時継という名前の明示

イ―②点。時継の考え↓土御門中納言の出家を賞賛している。賞賛しないものは畜生に人間の皮をかぶせただけの分別のない者。

ウ―②点。作者の考え↓土御門中納言の出家を悲しんでいる。

エ―①点。自分は畜生と同じだと思つたから。

四

漢文

問一

各2点×4＝計8点

A 〓ともに B 〓ひととなり(を)

D 〓おもむろに E 〓つぶさに

※B「ひととなり(を)」「の」を「の」の有無は不問。

問二

5点

これより／しばしば／たんしやうをくわふれば、

／すなはち／きろくせしむ。

●以下のように、五分割して採点します。

- ① これより
- ② しばしば
- ③ たんしやうをくはふれば、
- ④ すなはち
- ⑤ きろくせしむ

1点 1点 1点 1点 1点

※現代仮名づかいは**不可**。

※①↓②↓③↓④↓⑤の順序になっていない場合は全体として加点数なし。

※句点「。」の有無は不問。

知らないうちに／監察官に／糾弾され／ていた。

●以下のように、四分割して採点します。

- | | |
|-----------|----|
| ① 知らないうちに | 1点 |
| ② 監察官に | 1点 |
| ③ 糾弾され | 2点 |
| ④ ていた。 | 1点 |

※①は、「内密に」「秘密裏に」「こっそりと」など、「密かに」の訳として適切であれば可。「密かに」「ひそかに」と直訳してある場合も可。また「すでに」はあっても不問。

※②は「監察官に」「監察官によって」など、受身の動作主として表現できていれば可。なお「伺察者」のままは不可。

※③は「糾弾されていた」「監視されていた」「罪として報告されていた」など、(1)受身で訳されていること、(2)「糾」を「糾す」へ「監視する、批判して正す、検挙する」として解釈していることが加点条件。なお「糾す」を「糾される」のように、そのままにした場合、訳していないととらえ、この部分の加点はなし。また「糾弾されることになった」「糾弾されることになっていた」は、句形を踏まえていない誤訳であるうえ、文脈にも合わないので不可。

※④は、(1)③で得点していること、(2)「已に」を踏まえて「……ていた」など、完了で訳されていることが加点条件。仮に「……ていた」となっているとしても、「糾弾されることになっていた」では、誤訳なので、1点を与えるわけにはいかない。むしろ「糾弾されている」の方が句形を正しく踏まえているだけ答えとしてはまし。

※句点「。」の有無は不問。

王旦はあくまで公平に人材を推薦しようとしたが、／私的な面会を受けたと疑われた結果、推薦は私心によるものと見なされ、／彼の将来を台無しにしたというもの。

●以下のように、三分割して採点します。

- | | |
|--------------------|----|
| ① 王旦はあくまで……しようとしたが | 2点 |
| ② 私的な面会を……ものと見なされ、 | 3点 |
| ③ 彼の将来を台無しにしたというもの | 2点 |

※①は「王旦は公平に人材を推薦しようとした」「王旦は無私に人材を推挙しようとした」「王旦に私心はなく公正に評価して人材を推薦しようとした」など、人材を推挙するにあたって王旦に私心が微塵もなかった点、公平・公正に評価して彼が優秀な人材だから王旦は推挙した点に何らかの形で触れていれば加点。

※②は「私的な面会を受けたと疑われただけで、推薦は私心によるものと皇帝に思われた」「私的な面会は断ったのに、それだけで個人的に人材を推挙したと疑われた」など、私謁を受けたと疑われただけで、私心はなかったのに私心を疑われたという点に何らかの形で触れていれば加点。個人的に面会したと疑われた点だけでなく、その結果、彼を私的に（個人的な事情で）推薦したと皇帝に思われてしまった点に触れていること。後者がなければ、私謁を受けたことを後悔しないので。

※③は「その人材を推挙できなくなった」「彼の将来をダメにしてしまった」「せっかくの優秀な人材を活かせなかった」「有為な人材だったのに、真宗の治世の間は任用されないことになった」など、公益に資する優秀な人材を推挙できなかった点、真宗皇帝のために活躍したであろう人材を潰した点に何らかの形で触れていれば加点。